

令和2年第2回定例会議事日程（第2号）

令和2年6月10日（水）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について）
- 日程第3 議案第34号 吉富町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第37号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第38号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第39号 吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第40号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第41号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第42号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第43号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第44号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第46号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意について
- 日程第16 議案第47号 吉富町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第18 報告第2号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第19 報告第3号 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 日程第20 報告第4号 経営状況の報告について（土地開発公社）

令和2年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

| | | |
|---|--|---|
| 招 集 年 月 日 | 令和2年6月10日 | |
| 招 集 の 場 所 | 吉富町役場二階議場 | |
| 開 会 | 6月10日 10時00分 | |
| 応 招 議 員 | 1 番 角畑 正数 | 6 番 太田 文則 |
| | 2 番 向野 倍吉 | 7 番 梅津 義信 |
| | 3 番 中家 章智 | 8 番 岸本加代子 |
| | 4 番 矢岡 匡 | 9 番 横川 清一 |
| | 5 番 山本 定生 | 10番 是石 利彦 |
| 不 応 招 議 員 | なし | |
| 出 席 議 員 | 応招議員に同じ | |
| 欠 席 議 員 | 不応招議員に同じ | |
| 地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名 | 町 長 花畑 明 教 育 長 皆尺寺敏紀 未来まちづくり課長 和才 薫 総務財政課長 瀬口 直美 住 民 課 長 永野 公敏 税 務 課 長 小原 弘光 会 計 管 理 者 | 福祉保険課長 守口 英伸 子育て健康課長 石丸 貴之 建 設 課 長 赤尾 慎一 地域振興課長 軍神 宏充 上下水道課長 奥家 照彦 教 務 課 長 別府 真二 |
| 本会議に職務のため 出席した者の職氏名 | 局 長 鍛冶 幸平 書 記 小谷瀬鉄平 | |
| 町長提出議案の題目 | 別紙日程表のとおり | |
| 議員提出議案の題目 | 別紙日程表のとおり | |

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事に入ります前ではございますが、総務財政課長から、一般会計補正予算（第5号）の訂正をしたい旨の申し出がありました。総務財政課長の発言を許可いたします。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 発言のお時間を頂きましてありがとうございます。誠に申し訳ございません。本定例町議会に提案しております一般会計補正予算（第5号）の給与費明細書に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。訂正箇所は2か所でございます。

まず、予算書の21ページ、給与費明細書（1）総括の職員数の括弧書きの四角の欄でございます。ゼロとなっておりますが、正しくは補正前が46人、補正後が45人ですので、マイナス1ということで三角の1の誤りでしたので訂正をお願いいたします。

もう1か所、24ページ、同じく給与費明細書、ウ、級別職員数の表中、一般職の補正後の職員数の計の括弧書きの中でございます。再任用短時間勤務職員を外書きで表示している箇所でございますが、4人と記載しておりますが、正しくは3人の誤りでしたので訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（是石 利彦君） ただいま、総務財政課長から発言がありました内容のとおり、一般会計補正予算書の訂正を承認いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議がございませんので、一般会計補正予算書の訂正は承認されました。

では、議事を進めます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に太田議員、梅津議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について）

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減税の特例

に関する条例の制定) についてを議題とします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長会計管理者(小原 弘光君) 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は、令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、厚生労働省が示した減免基準に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった被保険者に対して、特例的措置として、国民健康保険税の減免を行うため、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例を制定し、緊急性を要するため、令和2年5月26日に専決処分をいたしましたので、御承認を求めるものであります。

3ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の目的について規定しております。吉富町国民健康保険税条例第25条に規定する一般的な減免によらず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する見込みの吉富町国民健康保険被保険者に対して、保険税に減免を行うことで緊急避難的に負担軽減を図ることが目的であります。

第2条は、国民健康保険税の減免の該当要件と減免する金額について規定しております。減免の対象となる要件は、第1項に規定する感染症により主たる生計維持者が死亡し、もしくは重篤な状態になった場合等、第2項に規定する主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの収入が前年と比較して30%以上減少する見込みで、主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以下で減収が見込まれる収入以外の前年所得の合計所得が400万円以下の場合となっております。

減免する金額は、死亡等の場合は全部を免除し、収入が30%以上減少する見込みの場合は、本来、納めるべき税額のうち、減少が見込まれる収入に相当する保険税額を算定し、その算定した金額に前年の主たる生計維持者の合計所得の区分別による減額割合を乗じた額であります。

第3条は、減免の対象となる保険税について規定しております。

減免の対象となる保険税は、令和元年度及び令和2年度分で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限が設定されている税です。本町では、令和元年度、8、9期及び令和2年度の国民健康保険税が対象となります。

ただし、令和元年度、8、9期に納付すべき保険税額のうち、国民健康保険法施行規則に規定されているように、14日以内に加入の届出を行っていれば、令和元年度第7期以前に納付することとなっていた保険税額については減免の対象といたしません。

第2項では、保険税が納付済みとなっても、徴収前に減免の申請ができなかった特別な事

情があると認められる場合は、遡及して減免ができることとしております。

4ページの第4条は、減免の申請について規定しております。

減免を受けようとする方につきましては、減免申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し、令和3年1月29日までに提出することとなっております。

なお、減収の見込みが30%未満になったなど、減免の理由が消滅した場合は、直ちにその旨を申告しなければなりません。することとしております。

第5条は、減免の取消しについて規定しております。虚偽の申請等により、減免を受けた場合は、直ちに取消することとしております。

附則について説明します。

施行日は交付の日、つまり5月26日であります。適用は、令和2年2月1日となっております。

その下、別表について、別表は第2条で説明しました減免額の算定方法について規定しております。減免額の算定式では、減免額の算定式を示しております。

表1では、減免の対象となる保険税額の算定方法を示しております。

表2では、主たる生計維持者の前年の合計所得金額ごとの減免割合を示しております。なお、主たる生計維持者が新型コロナウイルスの影響で事業を廃止した場合や失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除することとしています。

ただし、会社の都合で失業したと認められる場合は、本来の所得に0.3を乗じて保険税額の算定を行うという課税の特例がありますので、その場合につきましては、さらに特例減免は適用しないということとしております。

以上で説明は終わりましたので、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっております。よろしくお願いいたします。また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して、質疑はありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この条例に対して、実際に減免される世帯数と金額の想定を説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 今のところ、申請は全くありません。ただし、問合わせ

が2件ありまして、後々、申請したいという趣旨のことをおっしゃってございました。

そのような状況でありまして、実際何件、金額、総金額、減免金額が幾らかというのは、今時点では推計することができません。以上です。

○議員（9番 横川 清一君） 分かりました。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。

○議員（9番 横川 清一君） はい。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今後もこういうこと、またあると思うんですけど、新型コロナの影響というのは続くと思います。

知らない方、一定周知をしてやると思うんですけども、それでも知らない方、たくさんいらっしゃると思うんですけども、今後はどんなふうな周知を、また新たに考えておられましたらお願いします。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） まず周知であります。7月号の広報で減免について周知をいたしたいと思います。それと併せて、同時進行になります、ホームページ等で掲載していきたいと思います。

なお、令和3年1月29日までの、一応、どこかで減免金額の確定という、しなければいけないので、申請の期限を設けなければいけないということで、令和3年1月29日としております。

ただし、場合によっては、今、具体的に想定できませんが、何らかの理由でそれまでにできなかった方、という方もいらっしゃるかと思います。その場合は、これは国の交付金、減免額に関しては交付金の援助がありますので、支援がありますので、国と県、国と相談しながら条例の解釈等により、なるべく救済できるような形にしていきたいと考えています。以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について）は、これを承認することに決しました。

日程第3．議案第34号 吉富町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第34号吉富町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。吉富町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正され、令和元年12月16日に施行されたことにより、法律の題名及び条番号等が改められましたので、所要の規定を整備するものでございます。

それでは、内容の説明を行います。

議案書7ページをお願いいたします。あわせて資料ナンバー1の1ページの新旧対照表を御覧ください。

吉富町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。吉富町固定資産評価審査委員会条例（昭和44年条例第110号の1号）を次のように改定する。第6条第2項中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に改める。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するとするものでございます。

なお、今回の改正につきましては、法律の改正に伴うもののみでありまして、独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号吉富町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決しました。

日程第4. 議案第35号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第35号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

議案第35号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容について説明をいたします。

議案書の9ページと併せまして資料ナンバー1、新旧対照表の2ページで説明をいたしたいと思っております。

吉富町手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。別表、住民票戸籍の附票の謄本または抄本の交付の項の次に、次のように加える。住民票、戸籍の附票の除票の謄本または抄本の交付、1通200円、別表、住民記載事項証明書の交付の項の次に、次のように加える。除票記載事項証明書の交付、1通200円。

この改正の内容ですが、転出・死亡等により住民登録を抹消された方の住民票、戸籍の附票の除票及び除票記載事項証明書の交付につきましては、これまで住民票、戸籍の附票等などの写しの交付の規定に準じて取り扱ってされてきましたが、今回、住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票、戸籍の附票の除票、除票記載事項証明書の写しの交付につきましては、法に新たに制度化、明文化されたことにより、別表を追加するものであります。

次に、別表、個人番号の通知カードの再交付の項を削る。この改正規定につきましては、国による行政のデジタル化を推進するための施策として、マイナンバーカードの普及を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正をされました。その改正により、個人番号の通知カードが令和2年5月25日をもって廃止されました。この改正に伴い、個人番号の通知カードの再交付の項を削除するものであります。

なお、附則でこの条例は、交付の日から施行するとしております。

また、今回の条例改正につきましては、法の改正に伴うものであり、町独自の改正点につきましてはございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。本案に対し質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 説明していただいたんですけど、ちょっとよく分からなかったです。

住民票、戸籍の附票の除票の謄本または抄本の交付、それから除票記載事項証明書の交付、これについては、今まではほかのやり方でできていたということなんですかということが一つと、もう一つは通知カードの件なんですけど、この通知カードをなくしたしりして自分のマイナンバーが分からないときに、もう一回再交付してもらって自分のマイナンバーを、ちゃんと把握しておくというのがあったと思うんですけど、なくした場合に再交付がなければ、その番号は問合わせをすることによって教えていただけるんですか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） まず1点目の質問でございます。

これまでも住民票の除票、戸籍の附票の除票、これにつきましては、住民票と先ほど説明いたしました住民票の一部として交付をしておりました。交付の仕方、広報等について、何ら変わるものではないです。

ただ、法律で除票の、それから除票記載事項証明等について、法律に明文化をされましたので、その除票等について手数料を徴収するために、新たに今回明文化をするものになります。

それから、2番目の通知カードをなくされた方の個人番号の知り得る方法ということなんです

が、これにつきましては、御本人の個人番号付きの住民票、それを取っていただければ、番号については知り得ることはできます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 前者のほうなんですけど、今までのやり方と今回のやり方では、手数料は変わりませんか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 手数料については同じ料金、1通200円でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、コロナウイルスの対応で大変な中、今日の議会、よろしくをお願いします。

ちょっと、今、条例の件でお聞きしたいことが1件あるんですけど、先ほど説明で5月二十何日に法により廃止という説明があったんですけど、これ、いつぐらいに法が決まる形に、その施行されたのがその日なんやろうし、その国会のほうでこれが出たのは大体いつぐらいで。

というのは、前に5月の15日かな、臨時会があったよね。そのときにせんでよかったんかなというのが、5月24日に廃止で、これ交付の日から施行するということは、今日、可決して明日から、今日からですね、本来、今の時点でうちの町は再交付できるということなのかなという話になるが、それはどうなんですか。ちょっと、そこを教えて。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） この、まず法律の改正でございます。施行期日といたしましては、交付の日から起算して、月を超えない範囲内において政令で定めるということになっておりますので、その日が令和元年12月の13日で、この法の施行につきましては、この法の施行は、すいません、令和2年5月7日に施行されております。令和2年5月25日から施行、すいません、令和2年5月7日交付で令和2年の5月の25日施行ということになっております。（「それと、この町ではどうなるとるんかということ」と呼ぶ者あり）

今日現在につきましては、もう通知カードが個人番号の通知カードについては廃止されておりますので、今現在、新たに個人番号を取得された方については、個人の方に単なる、いわゆる通知という形でお知らせをするような形になっております。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 先ほど、同僚議員の質問で、通知、個人番号通知カードの再交付の分に対して、住民票を取れば分かりますという御答弁だったんですけども、あわせて、その

後の同僚議員の質問に対しても、それは廃止されていますのでという御答弁があつて、ちょっと私なりに、賢くないので整理がおぼつかないものなので、ちょっと確認のためにお聞きいたします。

従前は通知カードを持って行って、見せて、していたんですけれども、廃止してからは番号は分かるけれども、分かる分かり方というのが口頭で分かる、紙で同じように住民票を取れば分かるということで、記載でわかるんですかね、それとも、もうそれ自体もうないから、ちょっと分からないので、ちょっと説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） すいません。今回のこの改正規定につきましては、個人番号の通知カードをなくされた方、なくされた方については、再交付が手数料500円払っていただければ発行することができていました。ところが、5月25日からは、この通知カードそのものが交付の法律で廃止をされましたので、この通知カードの再交付そのものができなくなりました。

個人番号を、通知カードを今現在紛失されておる方で、個人番号が今、分からない、その方が個人番号を、自分の個人番号を知りたい、その場合につきましては、今、住民票の中に個人番号の記載を求めることができますので、その住民票を取っていただければ、自分の個人番号は分かるということでございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） ということは、その提示を求められたときには、住民票を取って提出すればいいわけですね。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） はい。そういうことでございます。

○議員（7番 梅津 義信君） ありがとうございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よつて、議案第35号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決しました。

日程第5. 議案第36号 ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第36号ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。

ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、返礼品を伴うふるさと応援寄附金事業の廃止に伴い、当該寄附金を返礼品の代金を引く分、当該寄附金の受領に関する費用の財源に充てることとすることとするため、本条例の一部を改正するものであります。

内容の説明をさせていただきます。議案書11ページをお願いいたします。あわせて、資料ナンバー1の3ページの新旧対照表を御覧ください。

ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例、ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。第2条の見出しを事業区分等に改める。

第2条に次の1項を加える。2、前項の規定にかかわらず、応援寄附金は当該寄附金の受領に関する費用の財源とすることができる。第2条は、当該寄附金を財源として実施する事業について規定しているものであります。返礼品を伴う寄附金事業の廃止にあたって、当該寄附を受けることに関する費用、具体的には返礼品の代金、返礼品の送料及び委託業者への委託料等になりますが、その費用を寄附金をもって充てることとするもので、見出しの改正と第2項を加えるものでございます。

次に、第3条第2項中、前条各項を前条第1項各号に改め、の財源を及び同条第2項の費用に改める。第3条は、応援寄附金の管理運営について定めたもので、応援寄附金はふるさと吉富まちづくり応援基金により管理するとし、町長が必要があると認めるときは、基金として積み立て

ることなく事業に充当できると定めております。

今回、先ほどの第2条で新たに規定しました寄附を受けることに対する費用に充てる場合も、基金に積み立てることなく、その費用に充てることができるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先日の全協のときに、若干説明はあったと思うんですけども、まず、この応援寄附金が入金された場合の、その後の流れについて説明をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 実際の事務につきましては、未来まちづくり課が行いますので、私のほうから説明させていただきます。

まず、このまちづくり、返礼品付きの寄附金につきましては、一般的には、よくインターネット等のポータルサイト、そこから町外の方が返礼品等を選んでいただいて、吉富町に寄附をしていただきます。

そうしますと、その委託をしています業者さんのほうが、まず返礼品を相手の方が、寄附者が選んだ返礼品を、その方の事業者と連携を取りまして、その品物を寄附者の方にお送りをいたします。まずは、そこが寄附者に対しての行為でございます。

そして、その後、その翌月になりますが、その1か月分を取りまとめまして、その翌月に町のほうへ寄附金の総額を入金をしていただくようになります。それと同時に、返礼品の約30%を返礼品と想定していますが、返礼品とその配送料及びその業者の手数料を、同じく翌月に請求を頂くというふうになっております。ですので、寄附金の全額とそれにかかった費用、約50%相当、それが請求書が届くというふうになっております。

その請求書に基づきまして、頂いた全額の寄附金の中から、その経費を業者さん、委託業者にお支払いをするという形で、毎月の処理はそれを繰り返しています。

そして、年度末に基本的には半額、半分ですね、寄附金が残っておりますので、その半分残った寄附金を取りまとめて基金に積み上げるといった事務を繰り返しているという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、その実際の寄附金の中の、寄附金で、本当に町が事業に使えるお金というのは半額ということになりますよね、今の計算でいけば。そういうことなんです。それと、その返礼品は要らない、要らないという方の場合には、これまでと同様に全額積み立てられるということですね。ごめんなさい。

あと、条例を読むと、寄附金は基本的に基金に積み立てられるということなんですけど、先ほど、ちょっと聞きましたら、現在、447万2,000円の基金が積み立てられていると。何か事業がありますよね、こういうことに使ってほしいという事業で、それに分けて、その447万2,000円というものは区分されているのでしょうか。多分、そうだと思うんですけど、もしくは、その区分が、今、分かれば、何についてこのくらい、何についてこのくらいというのが分かれば、ちょっと報告していただきたいと思います。まだ、聞きたいんですけど、まず、そこをお願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。基金の合計額ですけれども、私、総務財政課のほうで手持ちの資料といたしましては、現在高としまして寄附金の合計が61件、12年間で761万2,000円ございました。事業費充当が47万8,000円ということですので、この辺のその差引きの金額が、現在の基金の残高ということになります。

今、言われるように寄附の内訳ですね。数としては1本でしております。ただ、内訳としましては、先ほどの、すいません、761万2,000円の寄附の合計額での内訳ということで資料を持っていますので、それでよろしいでしょうか。

まず、教育・文化・スポーツ振興です。につきまして58万3,000円、2番目の産業振興で21万1,000円、3の都市基盤・生活環境の整備で27万8,000円、4の少子高齢化対策・福祉保健医療の充実で250万円、その他、町長が認める事業としまして396万円、そして、指定なしということで8万円ということで、合計12年間で761万2,000円の基金が、今、寄附金がされているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、こういうふうに積み立てられているということなんですけど、そしてこれからまた、返礼品を伴う寄附金事業が始まれば増えていくと思います。

今までに、この寄附金を使った、基金ですね、これを使って何か事業がなされたのかどうかということと、あと、今後、こういう事業をやっていききたいとかいうような何か見通しみたいなのがありましたらお願いします。

要するに、ためるだけではなくって、それを実際に、具体的にどう使っていくかということは、

寄附された方に対する誠実さでもあると思うので、そこら辺、計画を持つ必要があると思うんです。ちょっと、その辺をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

先ほど、基金の残高の部分でも少し触れましたが、現在までに事業費に充当した額が47万8,000円ございます。具体的には、平成25年度までは前年度の寄附金を翌年度に事業費充当するということで、基金を取り崩しての運用ということでやっておりました。

ですから、20年度に例えば11万円の寄附があったわけですが、21年度に老人福祉事業に8万円、駅前周辺整備事業に3万円というようなことで、合計、25年度までには47万8,000円の事業費の充当となっております。

ただ、あくまで老人福祉事業であるとか、駅前の整備事業であるとか、子育て支援事業ということの財源の一つとして充てておりましたので、この寄附金でこういう事業を実施したよという具体的なものではなくて、そこに係る、例えば当初予算で費用の中の財源として、この一部を寄附金として充てているということになっておりますので、たまたま25年当時に私が企画財政課のほうにいたんですが、その当時に、今、岸本議員さんがおっしゃられたような財源の充て方ではなくて、せっかく頂いたお気持ちの中で、やはり、その中でこういう事業をして、それをホームページなり御本人さんに、おかげでこんな事業もできましたよというような計画的な使い方をすべきではないかというような議論もされたところでございます。

法につきましては、ちょっと未来まちづくり課のほうが、また事業の担当もしておりますので、そちらのほうは現在もさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 瀬口課長に引き続きまして、追加で御説明をさせていただきます。

今現在、基金が総額で720万円ほどということでございます。それぞれの分野につきましては、まだ余り大きな金額が、今のところはございません。

今後、ふるさと納税の返礼品付きの寄附によりまして、それなりの寄附が頂けることと期待をいたしておりますし、また努力をいたしたいと思っております。

ある程度の寄附がまとまった段階におきまして、日々、町長のほうからいろいろな情報等々で、こういった事業ができないだろうかというのは、私どものほうがたくさんストックいたしております。そういったものを、より寄附をしていただいた方の目的に沿う形で住民の方に還元をしていきたいというふうに思っております。

今現在、具体的にどれをやるうということではございませんが、そういった候補の事業をたくさん持っておりますので、それを使って還元をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） すいません。ちょっと詳しくは総務に聞くんですけど、今のその議論を聞きよって、ちょっと皆さん、勘違いしたら困るんで、聞きたいことを確認したいと思います。

今、基金条例、今回は基金条例じゃなくて、応援寄附条例ですね。この寄附条例は、特定候補、これ何分野、1何分野、2何分野、3何分野みたいな形の歳入の仕方をするんか。それに充てて、例えば基金を、先ほどでいうと、ふるさとまちづくり基金のほうは、支出項目が想定、1、何かで分かれていたんかな。もらった人の、例えば100万円くれた人の分は、1の100万、これにしか使えんとかじゃなかったよね。基金条例として使えるんよね。

何か、ちょっとさっきの質問やったら、くれた人の意見、その項目にしか使えんような形に、ちょっと皆さん、間違えたら困るんで、ちょっとそこをかみ合わせて、今回のやつが入ってくるのが、A、B、Cがあつてね、A・B・Cに入って、それしか使えんみたいになってしまったやつと勘違いされるんで、ちょっとそこだけ確認をさせてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 応援寄附金条例を見ていただいたように、第2条で事業区分をしております。

ですから、ここの中でこの事業を、1から第4号まで、具体的に、例えば1番の事業と指定をして寄附をしていただいた方、例えば100万円頂いたという場合は、この1番の分野での事業にしか充当は今までもしていませんし、今後もそういう運用になろうかと思えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、総務文教委員会に付託したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。

よって議案第36号ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

. . .

日程第 6 . 議案第 3 7 号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第 6、議案第 3 7 号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 御説明いたします。

吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、居宅訪問型保育事業の提供に係る保護者の失業等の要件の追加、扶養に関する要件の追加と食事の提供の経過措置の改正及び継続保育連携施設の確保の経過措置の延長等、基準省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは議案書 1 3 ページ、あわせて、資料ナンバー 1 の 4 ページの新旧対照表を御覧ください。

詳細につきましては、資料ナンバーの新旧対照表で御説明をさせていただきます。それでは、4 ページをお願いいたします。

吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表の下線の箇所が、今回改正されるものでございます。

第 7 条、保育所等との連携でございます。第 7 条第 1 項第 2 号中、保育をいうの次に、以下、この条において同じを加え、同条に次の 4 項を加える。

第 2 項、町長は家庭的保育事業等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

第 1 号、家庭的保育事業者等と事項の連携協力を行うものとの間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

第 2 号、事項の連携協力を行うものの本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第 3 項、前項の場合において、家庭的保育事業者等は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

第 1 号、当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所（事業において

「事業実施場所という」以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合) 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行うもの。(事業において「小規模保育事業A型事業者等という」)

第2号、事業実施場所において代替保育が提供される場合、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者。

第4項、町長は次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

第1号、町長が法第24条第3項の規定による調整を行うにあたって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

第2号、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。(全号に該当する場合を除く)

第5項、前項(第2号に該当する場合に限る)の場合において、家庭的保育事業者等は法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

第1号、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けているものの設置する施設。(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る)

第2号、法第6条の3第12項及び39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児、幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。

今回の改正につきましては、用語の追加と第2項から第5項までの新たな条項を加えるものでございます。

第2項では、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の提供が著しく困難であると認めるときは、代替保育の連携施設の確保を不要とするものでございます。

また、第3項では、前項である第2項の場合において、家庭的保育事業者等は小規模保育事業者A型事業者等と同等の能力を有すると認めるものを、それぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設確保をすることができるとされ、従前にはなかった連携できる施設の範囲を緩和したものでございます。

第4項では、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困

難であると認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものです。

また、第5項では、前項である第4項の場合において、家庭的保育事業者等は利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または認可外保育施設であって、相当と認めるものを卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないとされ、従前にはなかった連携できる施設の範囲を緩和したものでございます。

続きまして、資料ナンバー1の7ページをお願いいたします。

第17条、食事の提供の特例でございます。第17条第2項に次の2号を加える。

第3号、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育、諸学校または同法第6条に規定する共同調理場。（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業を行う場合に限る）

第4号、保育所、幼稚園、認定こども園等から、調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養、素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができるものとして、町長が相当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育の居宅に限る）において、家庭的保育事業を行う場合に限る）。

今回の改正につきましては、第3項及び第4項の新たな条項を加えるものでございます。調理業務を受託している事業者が、家庭的保育事業等による給食の趣旨を十分認識して調理業務を適切に遂行できる能力を有し、アレルギー等の配慮等ができること町長が相当と認める事業者から食事の外部搬入を可能とすることとされ、従前にはなかった連携できる施設の範囲を緩和したものでございます。

続きまして、第24条職員でございます。第24条第2項第2号中、第34条の20第1項第4号を第34条の20第1項第3号に改める法改正による号にずれが生じたため、一部を改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー1の8ページをお願いいたします。

第38条居宅訪問型保育事業でございます。第38条第2号中（平成24年法律第65号）を削り、同条第4号中従事する場合の次に、または保育者の失業、慰労、その他の身体上精神上、もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加える。これにつきましては、法改正による要項削除と失業等の要件の追加により一部改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー1の9ページをお願いいたします。

第46条連携施設に関する特例でございます。第46条中第7条第1号を第7条第1項第1号に改め、同条に次の1項を加える。

第2項保育所型事業所内保育事業を行うもののうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第4項において特例保育所型事業所内保育事業者という）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

今回の改正につきましては、第2項を加えるものでございます。また、第7条と同様、連携できる施設の範囲を緩和したものでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

同じく資料ナンバー1の9ページをお願いいたします。

附則第2項中、事業を行うものの次に、（事項において「施設等」というのを加える）、附則第9項を附則第10項とする。附則第8項中、第6項を第7項に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第4項から附則第6項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第3項中、事業者等の次に（特例保育所型事業所内保育事業者を除く）を加え、5年を10年に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。第3項、前項の規定にかかわらず施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は第16条第23条第4号（調理設備に係る部分に限る）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る）の規定は適用しないことができる。

この場合において、当該施設等は第4条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所内で調理する方法（第11条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する場合を含む）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

第3項で家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者につきましては、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置を10年とするものでございます。

第4項につきましては、経過措置の期限をさらに5年間延長するものでございます。

次に、また議案書に戻っていただきたいのですが、16ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものでございます。なお、今回の改正は法改正のもので、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して、質疑はありますか。岸本議

員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、説明を聞いたんですが、要件緩和の部分について法改正によるものだと思うんですが、そういった条件緩和によっても、なおかつ子供たちの安全と発達は保障されているというふうに執行部としてはお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 条件緩和が今回緩和されて、規定は緩くはなっておりますが、審査等は十分、今まで県とも相談して審査等は厳しくいたしたいと思いますので、緩和されても、より乳幼児、児童に対しての安全は確保されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この条例の中に、連携施設というのがございますが、給食の外部搬入、外部業者だったり、ほかにどういう施設というものが含まれるんですか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 今までは連携施設というのが公共の保育園、幼稚園と、あと認定こども園等だったのが、今回、こういった部分の要件が緩和されて、先ほど申しあげました小規模事業所等が私立、民間のやつの小規模事業所等が今回そういった連携施設の範囲としては広がった。

今までは、公の部分だけしか該当しなかったのが、私の部分、私立についても該当するようになったということで、連携施設の範囲が広がったということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） いいですか。ちょっとお聞きします。

連携ということは、公立も私立と一緒に連携、その連携とはそういう意味なんですね、連携というのは。連携施設とか、今、言われましたが。確認ですけど。

子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 今までは、個人の、この家庭的保育事業というのは、あくまでも個人の方が行っておる事業でございます。保護者が就労や病気等でできない場合、要するに個人が、個人の人がある程度、5人以内を保育をするということで、そういったことの人たちがゼロから2歳まで、3歳以降は基本連携施設として、今までは公立の保育園、幼稚園です、そういったものしか連携施設としての対象が、連携というのは、次にステップに進むときに、そういったところとしか連携ができていなかったのが、今回の改正は、私個人でしているところも、その施設の範囲が広がったということで、連携というか、その後の3歳以降に行けるのが増えたということ、範囲が広がったということで、連携施設の範囲が広がりましたということになってお

ります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。15分にしましょうか。11時15分。

午前11時06分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第7. 議案第38号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第38号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 御説明いたします。

吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、令和元年10月に、国において、幼児教育・保育無償化の施策が実施され、子ども・子育て支援法と特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正点といたしましては、引用する用語の改正で、「支給認定」という用語が全て「教育・保育給付認定」に改正されております。

そのほかには、基本理念に、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨の追加や、子育てのための施設等利用給付の創設等が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書18ページ、併せて、資料ナンバー1の12ページの新旧対照表を御覧ください。

詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。

吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める。新旧対照表の下線部が、今回改正されるものでございます。

要約で説明をさせていただきます。

第2条の定義でございますが、今回の改正につきましては、先ほども申し上げましたように、文言、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に変わったことと、あと号の追加でございます。

続きまして、資料ナンバー1の13ページをお願いいたします。第3条一般原則でございます。第3条第1項中、「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ子供の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。良質かつ適切な保育の提供に加え、保護者の経済的負担の軽減に係る配慮を行う旨が追記されたことによるものでございます。

続きまして、資料ナンバー1、14ページ。第5条、内容及び手続の説明の同意でございます。これにつきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、第6条でございます。第6条におきましても、法改正による用語の改正となっております。

続きまして、資料ナンバー1の16ページをお願いいたします。第7条、あっせん、調整及び要請に対する協力でございます。これも法改正による用語の改正となっております。

続きまして、第8条、受給資格の確認でございます。これにつきましても、法改正による用語の改正及び追加となっております。

続きまして、資料ナンバー１の１７ページをお願いいたします。第９条、教育・保育認定の申請に係る援助でございます。これにつきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、第１０条及び第１１条でございます。これにつきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、資料ナンバー１の１８ページをお願いいたします。これにつきましては、法改正による用語の削除及び無償化実施に伴い、今まで保育利用料の一部として保護者が負担しておりました副食費につきましては、無償化の対象外とされておりましたが、基本理念の追加事項でありましたように、保護者の経済的負担を軽減するため所得額による減免決定の追加でございます。

続きまして、資料ナンバー１の２１ページをお願いいたします。これにつきましても、法改正による用語の改正となっております。

続きまして、資料ナンバー１の２２ページをお願いいたします。これにつきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、１７条、１８条でございます。この１７条、１８条につきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、資料ナンバー１の２３ページをお願いいたします。第１９条、第２０条、第２１条、それから次のページの第２４条、第２５条並びに第２６条でございます。この全てにおきましても、法改正による用語の改正となっております。

続きまして、資料ナンバー１の２４ページをお願いいたします。第２７条、機密保持等でございます。これにつきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、資料ナンバー１の２５ページをお願いいたします。第２８条、情報の提供でございます。これにつきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、第３０条、苦情解決でございます。これにつきましても、用語の改正でございます。

続きまして、資料ナンバー１の２６ページをお願いいたします。これにつきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、資料ナンバー１の２７ページをお願いいたします。第３４条、記録の整備でございます。法改正による用語の改正でございます。

続きまして、第３５条、特別利用保育の基準でございます。これにつきましては、法改正による用語及び項の改正でございます。

続きまして、３０ページをお願いいたします。第３７条、利用定員でございます。法改正による用語の改正、追加、削除及び条ずれの改正となっております。

３０ページ、第３８条、内容及び手続の説明及び同意でございます。法改正による用語の改正

でございます。

続きまして、31ページ。第39条、正当な理由のない提供拒否の禁止でございます。法改正による用語の改正となっております。

続きまして、32ページ。第40条、あっせん、調整及び要請に対する協力、第41条、心身の状況等の把握、これにつきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、第42条、特定教育・保育施設等との連携でございます。これにつきましては、法改正による用語の改正及び特定地域型保育事業所が、今まで適切に確保しなければならないとされていた利用者の代替保育施設や卒園後の受入施設の緩和要件の追加でございます。

36ページをお願いいたします。第43条、利用者負担額等の受領でございます。法改正による用語の削除及び改正でございます。

39ページ。第46条、運営規定でございます。法改正による用語の改正。

同じく第47条につきましても、法改正による用語の改正でございます。

続きまして、第49条、記録の整備でございます。これにつきましても、法改正による用語の改正でございます。

40ページ。第50条、準用でございます。第50条につきましては、法改正による条の改正となっております。

続きまして、41ページをお願いいたします。第51条、特別利用地域型保育の基準でございます。これにつきましても、法改正による用語及び項の改正となっております。

43ページ。第52条、特定利用地域型保育の基準でございます。法改正による用語の改正及び追加となっております。

44ページ。附則第2条、特定保育所に関する特例でございます。法改正による項の改正となっております。

続きまして、45ページ。附則第3条、施設型給付費等に関する経過措置でございます。法改正による条の削除となっております。

47ページ。附則第5条、連携施設に関する経過措置でございます。法改正による用語の改正及び年数の改正となっております。

すみません、それでは、また議案書に戻っていただきたいのですが、30ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、今回の改正につきましては、先ほども申し上げましたように法改正によるものでございまして、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを可決することに決しました。

日程第8. 議案第39号 吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第39号吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 御説明いたします。

吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化事業の実施に伴い、子ども・子育て支援法の改正が行われ、引用する用語の改正があったため条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書32ページ、併せて、資料ナンバー1の48ページの新旧対照表を御覧ください。

吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例。

吉富町立保育所設置条例（昭和45年条例第113号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

今回の改正におきましては法改正によるもので、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については可決することに決しました。

日程第9 議案第40号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第40号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 御説明いたします。

吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、中核市の長についても、放課後児童支援員認定資格研修を実施できるものと規定されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書34ページ、併せて、資料ナンバー1の49ページの新旧対照表を御覧ください。

吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中、「都市」の次に、「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

今回の改正につきましても法改正によるもので、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。

本案に対して質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 県内って、中核市っていうのは、どこなのかということと、県や政令市や中核市が主催する、その研修は、どこでも受けられるのかということ。

もう一点、この認定資格研修というのは、一度、受けたらずっと有効なんでしょうか。それとも、また、5年に一遍、受けなければいけないとか、そういう規定があるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 中核市の取決めは、人口20万人以上というふうになっておりますので、県内では、久留米市さんがそれに該当する20万以上ということとなっております。

研修につきましては、今までは県と政令市——50万以上の都市だったのが、中核市になったので、今後につきましては大分市さん等もそれに該当するので、大分のほうでも研修等が受けられるというふうに思っております。

それと、研修を1回受ければ修了証がもらえるので、それを更新というような形になるんじゃないかと思われまして。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 1点だけ確認させてください。

うちの放課後指導支援員、確かシダックスさんかね、あっこに委託しているので、これはうちの町の職員には余り別に特に、法が変わったからって関係ないですよ。そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） ただいま議員さんが言われるように、今、シダックスさんと委託契約をしておりますので、今現在では、職員等に、こういったことのあれは必要はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については可決することに決しました。

日程第10. 議案第41号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第41号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第41号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第5号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第11. 議案第42号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第42号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。よろしいですか。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ。

事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

歳出7ページ。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、給与費明細書8ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の改正より、多分、課制条例変更に伴うものかなとは思いますが、補正前と補正後で職員数が2人から1人に減っているわけですけど、以前が3級と2級の方で、今回2級だけということで、どうなんですか、これは人数的には十分大丈夫な形、ここは1人でできる形になるのか、そこら辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

平成19年に、国民健康保険の課税の部分が税務課のほうに移管をされました。当時から2名

で対応していたんですが、その後、移管をした後も、やっぱり2名で対応しておりました。国保専任のものが1人、国保をしながら一般会計に属する事務を担当している者もおりました。

今回、課制条例によりまして、ゼロベースで見直した中で、国保は専任1名で可能であるということになりました。そうでありましても、福祉保険課の課内では、それぞれの業務をお互いでカバーしながらやっておりますので、十分対応できております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 3級の方がいなくなったんで2級だけで大丈夫なのかなと、県に移行したのでそれで大分負担が減ったんだと思うんです。そこじゃないかというふうに思います。

○議長（是石 利彦君） 9ページ。

10ページ。

11ページ。

12ページ。

13ページ。

以上、補正予算書の全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第42号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第12. 議案第43号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第43号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算、1ページ。

補正予算実施計画、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ。

補正予算明細書、収益的収入及び支出、支出、5ページ。

補正予算明細書、資本的収入及び支出、6ページ。

給与費明細書、7ページ、8ページ。

以上、補正予算全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 水道については、昨年になるのか、幸子で水漏れがあつて、広報にもちゃんと大々的に発表したように、普段からそういうこともやられているんですが、最近ずっとやられているんですか、何か夜中に調針するとか何とかいうやつ。その辺は、今、どんな感じが教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） ただいまの質問は、常時漏水等の調査を行っているかというものであらうと思います。

現在、水道のシステムにおきましては、時間ごとに、それぞれの配水量が幾らであるとか、そういう常時計測をしております。これで、夜中、深夜の1時、2時、3時、4時、そういった町民の方々が、水を普段使用しないであらうと思われる時間帯の配水量も毎日計測をしております。この辺の動きを常時確認することによって、深夜、普段住民が使わないであらう時間帯に配水量が増えた場合、必要に応じて漏水調査を実施するように考えております。

普段から、私ども職員においても、軽微な漏水調査が可能な部分においては、自らが調査をするというような、そういった考え方も持っておりますので、実際に実践をしておるところでございます。

現在、漏水等は発生しておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑はありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 工事費の中で、消火栓設置工事費がありますが、ここはどの地区に、どの辺りにつけるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 消火栓の管理につきましては、未来まちづくり課のほうが行っております。ただ、設置と修繕につきましては、水道本管に直結をいたしておりますので、水道課のほうにお願いをして、その分、一般会計のほうから負担金として支出をさせていただいております。

この内訳につきましては、新規の消火栓を2か所、60万円が2か所です。そして、修繕で10万円という形で130万円を予定をさせていただいております。

今現在では、2か所ほど、毎年新設をしておりますが、具体的にどこかというところは決めておりません。今後、町内見渡したところで、消火栓が行き届いていないようなところにつきまして、

水道の工事に併せまして設置をしていきたいということで、今後、検討する予定といたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第44号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第44号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算、1ページ。

補正予算実施計画、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ。

補正予算明細書、収益的収入及び支出、5ページ。

補正予算明細書、資本的収入及び支出、収入、6ページ。

給与費明細書、7ページ、8ページ。

以上、補正予算全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第45号固定資産評価審査委員会委員の選任について

を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 議案書39ページをお願いいたします。

議案第45号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本町、固定資産評価審査委員に、次の者を選任したいので同意を求めます。

住所、吉富町大字幸子962番地1、氏名、木戸信一、昭和38年12月29日生まれ。令和2年6月23日をもって任期が満了する中山智恵氏の後任として、木戸信一氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めます。

木戸さんは現在56歳で、昭和57年3月、福岡県立築上中部高等学校を卒業。同年4月、福岡国税局に入庁されました。また、福岡国税局入庁と同時に、神戸大学法学部第二課程法律学科に入学し、昭和63年3月に御卒業をされています。

国税局入庁後は、福岡、熊本、大阪の各国税局、神戸、行橋、小倉などの各税務署に勤務。主には、法人課税部門で事務に従事し、平成25年8月、八幡税務署特別国税調査官法人税付上席国税調査官で国税局を退職をいたしました。その後、平成25年11月、税理士を開業され、現在に至っております。

長年にわたる国税局、税務署での勤務により、地方税制について、すぐれた見識と豊かな経験を有しており、固定資産評価審査委員会委員として適任であると思っております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。

本案に対して質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 個人的話じゃないんですけど、この委員についてお聞きしたいんですけど、委員という制度。

この固定資産評価審査委員会委員になった方は、町の他の役職とかには、兼務はどうなっているのか。例えば、町の監査役とか、そういうのと兼務ちゅうのはできるのか、できないのか、そこら辺だけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

この固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の中で兼業禁止等の規定がなされているところでございます。兼ねることができないもの、職といたしまして、国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長、それと農業委員会の委員、固定資産評価委員等になっておりますので、監査委員等の兼業の規定の禁止というのはなされておられません。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

● ● ●

日程第15、議案第46号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第46号農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 議案書の40ページをお願いいたします。

農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意について。

吉富町農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌに掲げる者とするについて同意を求めるものであります。

吉富町農業委員会委員の任期が満了となるため、吉富町農業委員会委員を任命するに当たり、本町では認定農業者が少ないため、同法施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を求めるものであります。

また、同法第8条第5項の規定では、農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が反映され

るよう、委員の任命に当たり、原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めることにしなければならぬとされております。

しかし、本町におきましては、認定農業者が7名と少なく、委員の過半数を認定農業者等とすることで地域に偏りが生じ、原則どおりの委員構成とすることが困難であることから、例外として、同法施行規則第2条第2号により、認定農業者と、または認定農業者に準じる者を委員の4分の1とすることができるとされております。

その場合にあつては、農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しないことの議会の同意を得る必要があることから、御提案申し上げるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。

本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第16. 議案第47号 吉富町農業委員会委員の任命について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第47号吉富町農業委員会委員の任命についてを議題

といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

吉富町農業委員会委員の任命について。

吉富町農業委員会委員に、次の者を任命することについて同意を求める。

委員の氏名を読み上げます。

奥家信弘氏、吉富町大字小犬丸153番地15、昭和22年6月23日生まれ。高橋初美氏、吉富町大字土屋545番地35、昭和22年8月20日生まれ。堤久英氏、吉富町大字直江324番地3、昭和52年8月25日生まれ。山本幸雄氏、吉富町大字小犬丸254番地1、昭和30年6月25日生まれ。井上幸子氏、吉富町大字広津1096番地1、昭和24年10月1日生まれ。山本学美氏、吉富町大字小犬丸254番地1、昭和34年4月30日生まれ。賀部正直氏、吉富町大字幸子638番地3、昭和26年5月10日生まれ。若山清敏氏、吉富町大字小祝558番地、昭和21年11月16日生まれ。高原孝幸氏、吉富町大字鈴熊65番地1、昭和24年6月10日生まれ。横川信友氏、吉富町大字今吉264番地、昭和23年1月9日生まれ。菊啓治氏、吉富町大字広津715番地1、昭和23年9月17日生まれ。太田克弘氏、吉富町大字別府443番地、昭和20年1月12日生まれ。重吉信之氏、吉富町大字幸子927番地2、昭和20年7月12日生まれ。

43ページをお願いします。

奥田健一氏、吉富町大字土屋254番地7、昭和34年10月27日生まれ。

吉富町農業委員会委員の任期が満了となるため、吉富町農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により町議会の同意を求めるものです。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。

本案に対して質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） すみません、質疑の前に、個人名なんで間違いがあったら失礼になるので、重吉さんは、これは「のぶひろ」さんじゃなくて「のぶゆき」さんです。訂正したほうがいいと思います。

○議長（是石 利彦君） 間違った……。そうですか。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） すみません、大変失礼いたしました。重吉「のぶゆき」さんでございました。呼び間違えておりました。大変失礼いたしました。

○議長（是石 利彦君） 訂正してください。

では、質疑に入ります。

質疑ございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 個人について、どうのこうのというのは全くないんで、この中で、さっき農業に精通された方々っていう話だったんで、田畑か、少なくとも家庭菜園みたいなものを持っていらっしゃる方が、この中にいらっしゃるか、そこだけ教えてください。分かるか。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 農業委員会委員の任命につきまして、中立委員を国のほうで1名以上入れるということがガイドラインに書いております。

43ページ、最後、吉富町商工会からの推薦であります奥田健一氏につきましては、田畑等はお持ちではありません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号吉富町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで、お時間が迫っておりますが、このまま続けたいと思います。

日程第17. 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（是石 利彦君） 日程第17、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を

議題といたします。

担当課長の内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。

報告第1号繰越明許費繰越計算書についてでございます。令和元年度吉富町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、議案書45ページを御覧ください。

まず、6款農林水産業費1項農業費、農業農村整備事業ため池耐震診断で、翌年度繰越額2,000万円でございます。これは、令和2年度に実施予定で、町内4か所のため池耐震診断に係る補助金、1か所900万円の4か所、3,600万円の予算要望を国に対ししておりましたが、そのうち2,000万円が、令和元年度予算として交付決定がされました。事業実施については、計画どおり令和2年度に4か所を行うこととするため、令和2年度に繰越しをするものでございます。

財源といたしましては、事業費の全額2,000万円が国庫補助金、農業農村整備事業補助金でございます。

次に、同じく6款農林水産業費2項水産業費、水産物供給基盤機能保全事業で、翌年度の繰越額8,070万円でございます。令和元年度に実施した漁港整備事業のうち、単独航路整備及び宅地整備について、台風の影響により工期内の事業完了が難しくなりましたので、令和2年度に繰り越したものでございます。

財源としましては、補助対象事業分の2分の1が国庫補助金、水産物供給基盤機能保全事業費補助金で3,730万円、残りの地方負担分の90%が地方債で3,350万円、そして、一般財源としまして990万円となっております。

次に、7款1項商工費、プレミアム付商品券事業費で、翌年度繰越額485万6,000円でございます。当該事業は、令和元年度事業として実施しましたが、商品券の使用期間が3月31日までであったため、町内各店舗への支払い等の精算が年度中には終了しなかったため、令和2年度に繰越しをしたものでございます。

財源といたしましては、商品券の販売代金を非収入特定財源としまして255万6,000円、未収特定財源として国庫補助金、プレミアム商品券事業補助金229万9,000円、そして、一般財源としまして1,000円でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費、町道松山川上線道路整備事業で、翌年度繰越額1,800万円でございます。佐井川橋東側の宅地から土屋公民館につながる道路を避難路として活用するために整備するものですが、令和元年度に実施した入札が不調となったため、令和元年度中に事業

完了ができなくなりましたので、事業費の全額を令和2年度に繰越しをしたものでございます。

財源としましては、起債対象事業費の100%が地方債で1,600万円、残り単独事業分として一般財源の200万円でございます。この地方債は、緊急防災・減災事業債で、今年度以降の元利償還金の70%が交付税に算入されることとなっております。

最後に、10款教育費2項小学校費、吉富小学校校内LAN整備事業で、翌年度繰越額2,311万円でございます。国が進めるGIGAスクール構想の一環として、小学校児童1人1台パソコンの導入に向け、まずは、情報通信ネットワーク環境整備として校内LANを整備するもので、事業費の全額を令和2年度に繰り越して実施するものでございます。

財源といたしましては、財政的に有利な国の令和元年度補正予算である公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費補助金1,111万円、当該補助金は、補助率2分の1で、残りは地方債1,100万円と一般財源として100万円とでございます。この地方債につきましては、学校教育施設等整備事業債で、今回の国の補正予算での実施の場合、後年度以降の元利償還金の60%が交付税に算入されることとなっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第18. 報告第2号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（是石 利彦君） 日程第18、報告第2号繰越計算書について（水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、議案書46ページをお願いいたします。

報告第2号令和元年度吉富町水道事業会計予算繰越計算書について御報告申し上げます。

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、令和2年度へ繰り越すべき建設改良費及び財源が決定し、繰越計算書を調製いたしましたので、これを御報告するものでございます。

47ページをお願いいたします。繰越計算書でございます。

1款資本的支出1項建設改良費、排水管拡張事業で、予算計上額、翌年度繰越額、ともに254万1,000円でございます。これは、45ページ、8款土木費でも報告がありましたとおり、町道松山川上線道路整備事業が繰越しとなったことに伴い、同路線において施工の上水道排水管拡張工事を繰り越すものでございます。

財源の内訳といたしましては、企業債が250万円、一般財源といたしまして損益勘定留保資金4万1,000円を充てております。

以上で報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第19. 報告第3号 繰越計算書について（下水道事業会計）

○議長（是石 利彦君） 日程第19、報告第3号繰越計算書について（下水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、引き続き、議案書の48ページをお願いいたします。

報告第3号令和元年度吉富町下水道事業会計予算繰越計算書について御報告申し上げます。

本報告につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、令和2年度へ繰り越すべき建設改良費及び財源が決定し、繰越計算書を調製いたしましたので、これを御報告するものでございます。

49ページをお願いいたします。繰越計算書でございます。

1款資本的支出1項建設改良費、公共下水道整備事業で、予算計上額、翌年度繰越額、ともに1,170万円でございます。これは、45ページ、8款土木費でも報告がありましたとおり町道松山川上線道路整備事業が繰越しとなったことに伴い、同路線において施工の下水道管渠築造工事請負費及び現場技術業務等委託料を繰り越すものでございます。

財源の内訳といたしましては、企業債が1,110万円、一般財源として損益勘定留保資金60万円を充てております。

以上で報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第20. 報告第4号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（是石 利彦君） 日程第20、報告第4号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 議案書の50ページ、それと、別冊の令和元年度事業報告書をお願いいたします。

経営状況の報告について。

令和元年度吉富町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

別紙の事業報告書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

令和元年度事業報告書、1は、令和元年度の事業の概要でございます。公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に基づき、町当局の当面した地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進のため協力をいたしました。

続いて、2、事業の実施状況についてです。令和元年度は、公有地の取得及び売却はございませんでした。

3、理事会の議決事項でございます。令和元年5月22日と令和2年3月24日の2回開催しております。議決事項は記載内容のとおりでございます。

2ページをお開きください。4、役職員については、令和2年3月31日現在の役職員の状況でございます。

3ページの5、監査につきましては、監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載をしております。

4ページをお開きください。4ページ、5ページにわたりましては、6、令和元年度月別資金状況で、資金の収支の状況の月別の報告でございます。前年度からの繰越額は521万973円で、3月末の資金の残高は609万8,938円となっております。

6ページをお開きください。6ページ、7ページにわたりましては、事業管理費と一般管理費の月別の支出内容でございます。合計といたしまして、11万2,595円を支出しております。

8ページをお願いいたします。8ページ、9ページにわたりましては、7としまして、予算決算対照表の収入の部でございます。9ページの一番下、左側です。収入の部の合計といたしまして、予算現額621万6,000円に対しまして、収入済額は621万1,533円で、予算現額と収入済額との比較では4,467円の不足となっております。

10ページをお開きください。10ページ、11ページにわたりましては、支出の部でございます。11ページの一番下でございます。支出の部の合計といたしまして、予算現額621万6,000円に対し、支出済額は11万2,595円、不用額は610万3,405円となっております。

12ページをお願いいたします。8、損益計算書でございます。中ほどの3、販売費及び一般管理費で11万2,595円を支出しています。収入は、平成17年度以降、町の助成金を全額廃止しておりますので、4の事業外収益の受取利息の560円のみとなっております。収入より支出のほうが多いので、その差額11万2,035円が当期純損失となっております。

13ページは、貸借対照表でございます。令和2年3月31日現在でございます。資産の部、現金及び預金のみで1,109万8,938円でございます。負債の部はございません。資本の部、基本財産は500万円でございます。準備金は、前期繰越準備金が621万973円でありましたが、当期は11万2,035円の損失でございますので、準備金合計は609万8,938円と

なります。

資本合計は、資本金と準備金の合計1,109万8,938円でございます。負債の部はございませんので、負債資本合計も同じく1,109万8,938円となっております。

14ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書でございます。令和元年度の現金収支の状況を示しています。支出合計11万2,595円に対しまして、収入が560円でございますので、4、現金及び現金同等物減少額が11万2,035円となっております。期首の現金は621万973円でありましたが、期末の現金は609万8,938円となります。

15ページをお開きください。公有地明細書でございます。現在、公有財産はございません。12の財産目録でございますが、現金預金と定期預金のみの合計で1,109万8,938円となっております。

16ページをお願いいたします。監査意見書でございます。

続きまして、最後の17ページをお願いをいたします。令和元年度利益金処分計算書でございます。前期繰越準備金は621万973円でございますが、当期は損失が11万2,035円でありましたので、当年度未処分利益金は609万8,938円となります。処分額も同額の609万8,938円で、次期繰越準備金として処分するものでございます。

以上、令和元年度吉富町土地開発公社の事業報告を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後0時17分散会